

2023 年 5 月 10 日

BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）による市中協議文書「クロスボーダー送金の改善のための ISO 20022 の仕様にかかる共通要件」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）から 2023 年 3 月 1 日に公表された「クロスボーダー送金の改善のための ISO 20022 の仕様にかかる共通要件」に対して意見を提出する機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々のコメントが CPMI におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

以 上

CPMIによる市中協議文書「ISO 20022 harmonisation requirements for enhancing cross-border payments」への意見

質問 / 該当箇所	意見等
<p>Question 1. (2.2 Guiding principles) Do you agree with the guiding principles followed for setting the requirements, including the platform or network agnostic approach, the level of ambition and the future state orientation?</p>	<ul style="list-style-type: none"> End to EndでのHarmonisationやInteroperabilityは非常に重要。現状ではCBPR+とHVPS+ベース各MIのUsage Guidelinesは異なる部分がある。 他方、ISO20022移行完了(2025年11月)に向けたシステム開発およびお客さま案内を進めていくうえで、ISO20022メッセージ仕様の確定が急がれる状況であるが、検討途上である当該CPMI要件を2025年11月に適用するのは市中銀行および事業法人の対応負荷が大きく非現実的と言える。例えばSR2027に一部の追加要件を盛り込む等、本件タイムラインや射程を再検討頂きたい。 また、今回提案されたCPMIの要件が過度に詳細であると思われる。市中協議文書のsection 3.3で、「最終的な採用は各ユーザーコミュニティに委ねられる」と述べられているように、CPMIの要件がBindingでないとすると、調和の観点からは尊重せざるを得ない。その結果各コミュニティの実務的なフィードバックに基づくメンテナンスプロセスにおける議論が硬直的になってしまう可能性はありえる。また、メンテナンスのスケジュールやプロセスが複雑になりうることも懸念される。
<p>Question 2. (Requirement #1) Do you agree that the inconsistent use of messages can be adequately addressed through this requirement?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定程度同意するが、各コミュニティによりタイムラインが異なるため、一貫性のない使用を完全に排除することはできない。 例えば、section 2.5.1に記載のあるpacs.004の事例はよい例。pacs.004に入れるべき情報を明確にし、相互運用性を確保するといったアプローチのほうがG20の目標の達成には貢献しうるように思われる。
<p>Question 3. (Requirement #1) How could the risk of inconsistent use of messages or deviation from the business functions defined by ISO 20022 be mitigated? Would the proposed solution contribute to mitigating such risks and lead to improved efficiency of cross-border payments processing? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各国での本要件の確実な採用がなければ左記リスクの軽減には繋がらない。各国でのタイムラインを含めた平仄の取れたフォーマットの採用が処理の効率化に繋がる。 各コミュニティがコアセットの中のメッセージ利用を選択できることを明確にすべき。例えば、SWIFTが広く使われているコミュニティでは現地決済システムにcamtメッセージは必要ないかもしれない。
<p>Question 4. (Requirement #1) How do you assess the level of effort that will be required to adopt the appropriate message as defined by the ISO 20022 standard?</p>	<p>必要な労力のレベルは高い。特に、メッセージのメンテナンスの際に調和を保ち続けることは容易ではない。</p>
<p>Question 5. (Requirement #2) Would requiring the use of ISO 20022 externalised codes facilitate faster, cheaper and more transparent cross-border payments? How do you assess the implementation effort?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制や商慣行の調和がまず必要。例えば全世界で必要な送金目的を全てコードで表現しようとするると複雑になりすぎる恐れがある。 また、外部化コードの使用によりクロスボーダー取引ではSTPが推進されることになると思うが、銀行内システム間連携(主にバックエンドシステム)での外部化コードの取込・識別のために実装負荷がある。 銀行内システム間連携のための実装負荷を考慮し、外部コード設定を極端に細分化せず、設定粒度について検討が必要。 さらに、外部コード利用に際しては、事業法人が利用するERP/TMSベンダおよび各金融機関システムでのリストのメンテナンスが必要なため、移行負荷を鑑み、必須化については慎重な検討が必要。 加えて、送金目的のコード値必須化については、日本の外為法では詳細な送金目的の確認が必要となるため、国際収支コードの取扱い等、ルールの見直しが必要。については、各国の実情も踏まえ、慎重な検討をお願いしたい。
<p>Question 6. (Requirement #2) Are there any limitations/challenges resulting from increased reliance on ISO 20022 codes? How difficult would it be to overcome these limitations/challenges?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制や商慣行の調和がまず必要。例えば全世界で必要な送金目的を全てコードで表現しようとするると複雑になりすぎる恐れがある。 規制や商慣行の調和は時間がかかる。その後でもレアケースへ対応するためNarrativeの許容は必要。 また、「Other」が多用され、STP効率が下がらないよう、外部化されたコードの網羅性を見直しをして頂きたい。 さらに、コードの追加・変更・削除のサイクルや、それを漏れなくシステムに取り込むための仕組みの検討が必要。例えば、SWIFTのMX Standards Releaseのサイクルと同期を取り、SWIFT関係システムのバリデーションライブラリに取り込まれるようにするなど。
<p>Question 7. (Requirement #3) Do you agree that identifying a payment as a cross-border payment should be required to enhance the processing efficiency of cross-border payments? Would such a flag facilitate compliance procedures including financial crime screening? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意しない。 また、コンプライアンス手続の容易性に貢献するかという観点では、識別子として追加の外部コードにのみ依存することはできない。実際に外部コードが入力されていないが送金情報から支払が国境を越えていれば、審査対象となるため。したがって、当該外部コードがコンプライアンス手続を容易にするとは一概に言えない。 さらに、コンプライアンス手続の適用の観点からはクロスボーダー取引の定義が法域によって同じなのかは確認されるべき。定義が異なる場合、送信銀行が設定した内容に受信銀行が依拠できるのかがわからない。

質問 / 該当箇所	意見等
<p>Question 8. (Requirement #3) Do you agree that the use of an ISO 20022 external code (eg a Category Purpose) would be the most effective way to flag a payment as cross-border? Are there alternative approaches you would suggest?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意しない。 住所のように他の設定内容でチェックできるような内容ならコストをかけて新たな識別子は導入することは不要。現行の電文内情報でも国境を超える送金は識別可能。 追加のコードセットは無くとも、必要な当事者が解析すれば良いと考える。また、国コードの設定を徹底すればよいという整理はありえる。
<p>Question 9. (Requirement #3) How do you assess the level of cost and effort required for the implementation effort?</p>	<p>Requirement #3については、顧客側システム及び金融機関にて対応が必要であり、実施すべきではないと考える。</p>
<p>Question 10. (Requirement #4) Do you agree with the restricted character set for cross-border payments as described above? If not, which alternative character sets or additional characters should be included?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意する。 電文情報に許容外の文字が含まれている場合に、中継送金における転電時の迅速な処理の阻害要因になる可能性が高い。よって、地場決済制度内でのみ許容されている文字はクロスボーダー取引では排除すべきと考える。 現状、ISO20022 で利用可能となった文字すらも全ての扱いを想定しない地場決済、および金融機関が多いと想定される。一定のルール内での文字種に留めることでシステム不具合の軽減が実現されるものと考えており、拡張ではなく縮小の上でのルール化を期待する。
<p>Question 11. (Requirement #5) Do you agree that requiring times in ISO 20022 messages to be stated either in UTC or in local time with UTC offset will enhance the transparency and efficiency of cross-border payments? If not, please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各国の現地時間は実際の顧客取引時間（営業時間）等の制約を受ける以上、時刻の記載は、効率性を高めることには直結するものではない。 対顧の混乱も招く可能性があるため、日付から日時記載へ移行していくのであれば、ISO20022 の浸透により十分な自動処理が進んだ後が現実的と考える。
<p>Question 12. (Requirement #6) Do you agree that requiring the use of UETR for all cross-border payments will have a positive impact on the transparency, speed and cost of cross-border payments? If not, please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地場決済も含めて UETR を付与することで、処理の効率化・スピードアップにつながる可能性があると思われる。例えば滞留取引や資金返却取引のトレーサビリティが向上すると考えられる。しかし、そのコスト削減効果は限定的（僅少）だと思われる。 また、UETR は主に Agent 間のコミュニケーションで使用することが想定されており、実装の影響を考慮すると、事業法人の Payment Initiation は任意とすべき。 仮に、すべての国境を越える支払に UETR の使用が求められるのであれば、UETR の一意性を前提として要件化すべきであり、UETR の複数・リサイクル利用の抑止策の整備が、各国地場決済でも実施される必要がある。 また、Instruction Identification、End to End Identification、Transaction Identification 等の複数の類似コードがあると認識している。これらとの対応関係を明確にした上で定義する必要がある。
<p>Question 13. (Requirement #6) How do you assess the effort required to implement this requirement?</p>	<ul style="list-style-type: none"> スコープ次第。 また、各国地場決済でのルール整備が必要となる。
<p>Question 14. (Requirement #7) Do you believe that the requirement for inclusion of the time of debit of the debtor will increase transparency on the time it takes to complete the processing of cross-border payments? What improvements would the requirement bring to the end user experience?</p>	<ul style="list-style-type: none"> この情報をすべての顧客向けレポートに追加することは費用対効果の観点で過大。この文脈ではスピードとコストを気にすべきだが、時間を見せること自体はスピードを改善するわけではないし、gpi でこうしたことを気にする顧客へのサービスは既に可能になっている。 特に銀行間決済における改善は懐疑的である。スピードは主に流動性に依存しており、銀行は既に必要な管理を行っている。 また、導入には金融機関側の負荷も高く、まずは ISO20022 の処理の安定化が最優先と考える。 さらに、送金人の引き落とし時間を含めることを要求した場合、時差が先行する地域ではその引き落とし時間を確認するまでは、送金の処理をホールドする必要があり、時間の透明性は高まる一方で、スピードを犠牲にしなければならない可能性があるうえ、引き落とし時間確認において金融機関の負荷が大きくなる。
<p>Question 15. (Requirement #7) How do you assess the difficulty of adopting usage of the acceptance date time data element as a requirement for cross-border payments? Would the implementation effort and impact on the transparency needs of end users differ by message type?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 難度は高い。一般的に、受け渡されるべき情報を追加する場合、システム全体に影響があるため影響は小さくない。影響はメッセージタイプにより異なる。Pacs. 008 は様々なレポートへの影響が大きい。pacs. 009 はベースメッセージの変更（Acceptance Date Time の追加）を要する。どちらも大きな影響がある。 仮に導入としてもメッセージタイプを限定することが現実的と考える。Pain. 001 より開始するチェーンのみでよいのではないかと。

質問 / 該当箇所	意見等
<p>Question 16. (Requirement #8) What are the implications of requiring all those involved in cross-border payments to provide complete information on amount, conversions and charges?</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての外国送金関係者に手数料を開示することが求められているべきではないと考える。 • セグメント別に要求されている領域にのみ、手数料を開示するという枠組が実取引慣習と合致すると考える。 • また、どの情報を表示するかは、BB#1 (Developing a common cross-border payments vision and targets) において定義されると理解。BB#1 の内容と平仄を取る必要がある。
<p>Question 17. (Requirement #8) Are there any technical, legal or other hurdles that could impede the inclusion of complete information on amount, conversions and charges in cross-border payments that they process?</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Debtor Agent の手数料は優遇が適用されている可能性があり、金融機関のビジネスを考慮した場合、必ずしも表示することが適切ではない。 • また、送金人顧客が開示を希望しないケースを考慮する必要がある。 • さらに、地場決済も含めた対応をするためには、各国決済制度上もルール整備が必要である。
<p>Question 18. (Requirement #9) Would the introduction of a CPMI service level code in ISO 20022 to track adherence to the CPMI guidance and harmonisation requirements facilitate improvements to cross-border payments processing?</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 否。 • コードの設定自体が支払処理の改善を促進するわけではないと考える。 • また、あえて本項目を入力することが無くともルールが守られていることが前提と認識している。これをシステム対応として実装することでの処理の改善が促進するとは考えられない。 • さらに、Requirement #9 について、SLA 準拠状況はモニタリングされ達成率が公表される（あるいはペナルティが科せられる）べきではない。当該 flag を立てていない送金や銀行が不利益を被らないことを求める。
<p>Question 19. (Requirement #9) How would the availability of a CPMI service level code in ISO 20022 messages impact the business models/strategies of financial institutions providing cross-border payment services?</p>	<p>CPMI サービスレベルコードの採用が送金経路やコルレス網の選定の基準の一つにはなりうるが、決定的な要因ではないと考える。</p>
<p>Question 20. (Requirement #9) How do you assess the difficulty of adopting a CPMI service level code?</p>	<p>CPMI の基準は、事業法人（例：構造化住所）や当局（例：Purpose や Regulatory Reporting における ISO 外部コードの使用）の努力なしには達成できない。</p>
<p>Question 21. (Requirement #10) Do you agree that the use of account identifiers (or account proxies), to the extent possible, would have a positive impact on the speed and cost of cross-border payments? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 効果については評価するが、日本への影響は甚大。一意の口座番号利用（例：IBAN コード）を使用推進する場合は、十分な意見集約等をお願いしたい。 • また、実質的な口座番号の変更となるため、顧客側の円滑な移行への十分な配慮も必要。 • 採用の影響が甚大なため、送金改善への高い寄与度合いや対応の難易度とのバランスを踏まえた判断が必要。
<p>Question 22. (Requirement #11) Do you agree that uniquely identifying all financial institutions involved in cross-border payments in an internationally recognised and standardised way would enhance cross-border payments? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同意する。 • 標準化され構造化された方法で法人の特定を行うことは、全ての参加者の STP を助ける。
<p>Question 23. (Requirement #11) Do you agree with the proposed solution of requiring the use of the BIC to identify all financial institutions? Why or why not?</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 否。 • すべての金融機関へ BIC を配賦することが可能でない限り、本件は強い推奨にとどめておくべき。すべての金融機関が、BIC を保有することは、困難が伴う。
<p>Question 24. (Requirement #11) What would you assess to be the level of effort required by your jurisdiction: (a) to only use the BIC to identify financial institutions in ISO 20022 messages; and (b) for all financial institutions that currently do not have a BIC to register for one?</p>	<p>a) 高い</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支店 BIC を含む BIC の登録を新たに必要とするケースの潰し込みやその代替策を講じるには、相応の期間と体力を要すると思われる。 <p>b) とても高い</p> <ul style="list-style-type: none"> • BIC の申請をすべての金融機関に強制させることは容易ではないと思われる。 • 現在 BIC を利用していない金融機関においては、BIC の割り当てや調整にも相応の負荷や時間がかかる、かつ費用負担をどうするのかという点も大きな課題。 • 全信組、全信金の小規模な金融機関も含めてすべて BIC 保有を条件とすることは課題と考える。
<p>Question 25. (Requirement #12) Do you agree that requiring participants to identify all entities involved in</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な範囲であれば、また、スクリーニングの観点では同意する。 • 標準化され構造化された方法で法人の特定を行うことは全ての参加者の STP を助ける。

質問 / 該当箇所	意見等
<p>a cross-border payment in a standardised and structured way would enhance the processing efficiency of cross-border payments? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> しかし、国別に基準が異なるために顧客が難解と捉えていると考える。国・都市といった必要最低限の目線を明確にし、各国共通の要件とされることを期待する。
<p>Question 26. (Requirement #12) Do you agree with the proposed use of structured identifiers such as the LEI, if they exist, to complement the recommended minimum data requirements to identify the legal entities involved in cross-border payments? Should they be required instead?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任意項目として既存の情報を補完するというのであれば同意する。 国横断で汎用的に利用されていないと考えており、顧客での設定負荷が増える影響の方が決済改善のメリットに比べ高くなり、効果が薄いと考える。
<p>Question 27. (Requirement #13) Do you agree that requiring participants to identify all persons involved in a cross-border payment in a standardised and structured way would enhance the processing efficiency of cross-border payments? Please explain.</p>	<p>処理の観点では効率性向上に資すると考えるが、顧客を含めた負荷が大きい。まずは 2025 年 11 月向けの CBPR+ に沿った ISO ルールの定着が最優先と考える。</p>
<p>Question 28. (Requirement #14) Do you agree that a requirement not to use unstructured postal address information and to use only structured postal address information can help enhance the processing efficiency of cross-border payments? Please explain.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意する。 ただし、国や都市のレベルまでの情報の構造化は役立つが、それ以下の情報は制裁者のリストに含まれているわけではなく支払の処理効率を高めることに必ずしも寄与しない。 まずは 2025 年向けの構造化目線の徹底を図るべき。(国により住所体系は異なるので、ISO20022 の構造化住所項目に各国の住所表記をどうマッピングさせるべきかは、ガイドラインの作成が必要。) また、PMPG で検討中の Semi-Structured 要件との整合性をとる必要あり。 そうでなければ、スクリーニングの観点で現在の目指す ISO の目線から逆行する可能性がある。 例えば、名称(様方を含む)を住所欄から除外することは誤検知削減に寄与する。
<p>Question 29. (Requirement #14) Do you agree with the minimum required postal address information consisting of the Country and Town Name fields? Should any additional fields be required?</p>	<p>日本の都道府県にあたる CountrySubDivision は必要な情報と考える。当該項目を必須化するか、もしくは TownName への入力を許容し必須化することが本邦住所構造の観点からは現実的ではないか。</p>
<p>Question 30. (Requirement #15) Do you believe that setting minimum end-to-end expectations with respect to the carrying of remittance information can improve the processing efficiency of cross-border payments?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効率化に資するものとする。また、顧客への説明根拠にもなり、期待値の設定はあるべきものとする。 ただし、Unstructured (140 字) はよいが、Structured Remittance Information はどのように使うかのコンセンサスがなないと思われ議論が必要である。Structured Remittance Information (タグを除き 9,000 字以下) の情報を受取人へすべて伝えるのは難しい事例はあると思われる。 クロスボーダー取引において、バイヤー・サプライヤー双方で Remittance information をどのように利用できると効果が高まるか、業界団体を交えたプラクティス策定が求められる。
<p>Question 31. (Requirement #15) To what extent would the ability to include references to separately sent remittance-related information (eg through inclusion of hyperlinks or other references) be helpful to process a cross-border payment? Are there obstacles (eg legal, regulatory, supervisory limits) to including reference to separately sent remittance information in your jurisdiction/community?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引情報の特定に有用な可能性はあるが、インボイス番号等で十分とされる可能性もある。 ハイパーリンクの先にスクリーニングに影響のある情報を含むかもしれないという懸念を払拭するのは難しい。なお、リンク先のスクリーニングは実務的には不可能である点、ハイパーリンクは非常に長い文字列である可能性がある点は注意を要する。 そのため、当該項目の現時点での利用可能性は低い。
<p>Question 32. (3.4 Maintenance) Is the timing envisaged for the requirements in section 2.5 to take effect in line with industry expectations? What would be the challenges in meeting the envisaged timeframe?</p>	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインは野心的過ぎる。ISO20022 への円滑な移行が優先的な課題であり、2025 年 11 月に新要件を追加することはこれを難しくする。こういった移行プロジェクトは慎重なアプローチを取るべき。 MX 電文のバージョンアップの時期は慎重に議論されるべき(Annex 3 の電文は最新のバージョン(例: pacs.008.001.010)になっている)。バージョンアップは MT-MX の相互運用性を失わせるため、2025 年に MX の電文のバージョンを上げることは、万が一移行計画が遅延した際のリスクが大き

質問 / 該当箇所	意見等
	<p>い。併存期間の終了は、全参加者が MX に基づくワークフローを完全に構築したことを必ずしも意味せず、内部的には MT のレガシーがありえる点は留意されるべき。</p>
<p>Question 33. (3.4 Maintenance) Do the requirements in section 2.5 provide clarity on how harmonised implementation of ISO 20022 can contribute to achieving the G20 targets?</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 否。 • ISO20022 の調和された実施は G20 目標達成の基盤であるが、G20 の目標達成には規制や慣行の調和も必要である点は強調されるべき。 • 2025 年 11 月の MT 廃止に向けて、IT ベンダも含めた業界全体で既に対応リソースの逼迫が生じている。 • 今後の各種追加要件対応に関しては、要件詳細の公表から対応期限までに十分なリードタイムを設けて、業界全体かつ顧客の追加予算措置や追加開発も含めて、確実かつ効率的にその追加負荷を吸収・対応できるよう配慮する必要がある。
<p>P31 Furthermore, any data element that is optional at global ISO 20022 and has not been restricted as part of the definition of the CPMI minimum required data model, may or may not be provided depending on the payment use case, but if provided all FIs involved in the processing of the payment must be able to receive and pass on the information unchanged along the end-to-end payment chain;</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エレメントによっては point to point のみの使用（例：Instruction ID）や決済の進捗による遷移（例：Previous Instructing Agent、Intermediary Agent）が想定されていることを記載すべきである。ただし、表に反映する内容としては細かすぎるようにも思われる。 • Table 上、「N」（使用すべきでない）とされているエレメントには、慎重な議論を要するものが含まれているように見受けられる（例：Address Line, Instruction For Next Agent）。本市中協議でこれらのエレメントの扱いを決めることは適切ではないと考える。

以上